

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社KANSOテクノス

法人番号 9120001077653（国土交通大臣許可 第 017787 号）

2 取引停止措置期間

2 か月（令和 7 年 7 月 2 4 日～令和 7 年 9 月 2 3 日）

3 取引停止の理由

（株）KANSOテクノスは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和 6 年 7 月 3 日及び令和 6 年 7 月 1 7 日に国土交通大臣より技術認定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法 3 1 条に基づく報告を徴取した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 2 月 4 日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分（2 2 日間）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 7 年 7 月 2 4 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松 尾 清 一